（電子式の電力量計等に係る構造検定の方法の試験の省略）

第七百二十六条　電子式の電力量計等（直流電力量計を除く。）に係る前条に定める構造検定の方法のうち次の各号に掲げる事項の試験は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

一　傾斜の影響
二　インパルス電圧の影響
三　衝撃の影響
四　耐候性
五　材質
六　塗膜の厚さ

［削除］

［削除］

［削除］

（電子式の電力量計等以外のものに係る構造検定の方法の試験の省略）

第七百二十七条　電子式の電力量計等以外のもの（直流電力量計を除く。）に係る第七百二十五条に定める構造検定の方法のうち次の各号に掲げる事項の試験は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

一　材質
二　連続動作の影響
三　表示機構の着脱による影響
四　発信装置付計器の連続動作の影響
五　衝撃の影響
六　傾斜の影響
七　雷インパルス耐電圧
八　耐候性

（直流電力量計に係る構造検定の方法の試験の省略）

第七百二十八条　直流電力量計に係る第七百二十五条に定める構造検定の方法のうち次の各号に掲げる事項の試験は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

一　傾斜の影響
二　衝撃の影響
三　耐候性
四　材質

第七百二十九条から第七百四十九条まで　削除

第二目　器差検定の方法

（器差検定の方法）

第七百五十条　電力量計等の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの　日本工業規格Ｃ一二七一―二（二〇一七）
二　普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）のうち、電子式のもの以外のもの　日本工業規格Ｃ一二一一―二（二〇一七）
三　特別精密電力量計のうち、電子式のもの　日本工業規格Ｃ一二七二―二（二〇一七）
四　特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計　日本工業規格Ｃ一二一六―二（二〇一七）
五　無効電力量計のうち、電子式のもの　日本工業規格Ｃ一二七三―二（二〇一七）
六　無効電力量計のうち、電子式のもの以外のもの　日本工業規格Ｃ一二六三―二（二〇一七）

（省略）

第七百二十六条　前条に定める構造検定の方法のうち次の各号に掲げる事項の試験は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

一　材質
二　連続動作の影響
三　表示機構の着脱による影響
四　発信装置付計器の連続動作の影響
五　電力開閉式普通電力量計の連続開閉
六　衝撃の影響
七　傾斜の影響
八　雷インパルス耐電圧
九　耐候性

第七百二十七条から第七百四十九条まで　削除

第二目　器差検定の方法

（器差検定の方法）

第七百五十条　電力量計等の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）　日本工業規格Ｃ一二一一―二（二〇一四）
二　特別精密電力量計、精密電力量計、変成器とともに使用される普通電力量計又は直流電力量計　日本工業規格Ｃ一二一六―二（二〇一四）
三　無効電力量計　日本工業規格Ｃ一二六三―二（二〇一四）

［新設］

［新設］

［新設］